

AI 人材育成実践プログラム企画運営業務委託仕様書

1 業務名

AI 人材育成実践プログラム企画運営業務

2 業務履行期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

3 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市役所（福山市東桜町 3 番 5 号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 本市が指定した場所

4 委託上限額

13,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務の目的

本業務は、中小企業が直面する人手不足や市場環境の変化といった問題の解決に向け、備後圏域内の中小企業を対象に、生成 AI 等に知見を持つ人材（以下「デジタル人材」という。）と対面で交流するワークショップ等を行い、生成 AI 等の導入・活用を推進することで生産性向上や働き方改革を実現するとともに、中学生や高校生に生成 AI を「知る」「体験する」機会を提供し、次世代の AI 人材を育成することを目的とする。

6 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり業務責任者を定め、その名前を本市に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を持つものとする。

7 委託内容

次の（1）から（3）に掲げる内容について、企画検討、受注者のネットワークを活かした取組の周知を含め業務の運営全般を行うこと。なお、各業務の実施内容に関しては本市と協議の上、決定すること。

(1) AI ビジネスキャンプの企画及び運営業務

中小企業の業務効率化や生産性向上を目指し、生成 AI 等のデジタル技術の活用を支援する「AI ビジネスキャンプ」の企画から運営までを行うこと。

ア アドバンスキャンプの実施

生成 AI 等のデジタル技術の活用により、高度な生産性向上の実現や事業変革を志向する企業を対象として、備後圏域内外のデジタル人材との協働を前提とし、参加者の課題解決を目指すワークショップを提供すること（2 日間）。

(ア) 参加企業の募集・選定

アドバンスキャンプに参加し、成果報告会で発表する備後圏域内企業を募集し、選定すること。募集に当たっては、本事業の趣旨や参加することで得られるものを、参加者に伝えること。

選定に当たっては、市と協議の上、適正な基準を設けること。

(イ) 参加企業に対するヒアリング（課題抽出）の実施

参加企業毎にヒアリングを実施し、以下の内容を整理すること。

- ・ 目的の整理
- ・ 課題整理

- ・課題に適したデジタル人材像の整理
 - ・AI ビジネスキャンプで実現できることの整理
 - ・ニーズに応じた支援範囲の整理
- (ウ) デジタル人材の募集・選定
 アドバンスキャンプに参加するデジタル人材を募集し、選定すること。募集に当たっては、上記の内容を踏まえ実施し、選定に当たっては市と協議の上、適正な基準を設けること。必要に応じて、デジタル人材の宿泊施設や移動手段を確保すること。
- (エ) 伴走支援の実施
 アドバンスキャンプで提案された業務改善案について、参加企業が実施できるよう伴走支援を行うこと。支援の方法は、対面形式、オンライン形式を問わず、参加企業及びデジタル人材の意向を優先すること。伴走支援に係る費用は委託業務内で負担すること。
- イ ステップアップキャンプの実施
 生成 AI を活用した業務効率化やコスト削減等を検討する企業を対象とし、生成 AI 導入の検討に資する知見の習得を目的として、半日程度のワークショップを実施すること。
- (ア) 参加企業の募集
 ステップアップキャンプに参加する備後圏域内企業を募集すること。
- (イ) 参加者に対し、必要に応じて伴走支援を実施すること
- ウ 運営
- (ア) 会場の手配
 AI ビジネスキャンプの会場を手配すること。手配に当たっては、市と協議の上、選定すること。
- (イ) 各ワークショップの運営
 会場の設営や司会進行、受付など当日の運営を実施すること。
- (ウ) 成果報告会の実施
 AI ビジネスキャンプの実施内容や成果等について、参加企業以外の備後圏域内企業等に横展開することを目的に、報告会を行うこと。
- (2) 次世代 AI アカデミーの企画及び運営業務
 次世代の AI 人材育成を目指し、福山市内の中学生及び高校生を対象に生成 AI の基礎知識の提供や操作体験を行う「次世代 AI アカデミー」の企画から運営までを行うこと。
- ア 次世代 AI アカデミーの企画
- (ア) 生成 AI を「知る」「体験する」機会となるよう、8回以上のイベントを企画すること。また、生成 AI のリスクとリテラシーに関する学習は必須項目として組み込むこと。
- (イ) 参加しやすい実施日や内容を検討すること。
- イ 次世代 AI アカデミーの運営
- (ア) 戦略的な情報発信
 中高生及び保護者等のターゲットに合致した媒体（SNS、学校配布物等）を効果的に活用し、参加者の募集から最終的な活動成果に至るまで、一貫した広報活動を行うこと。
- (イ) 講師の選定
 生成 AI に精通し、中高生に対して技術的な内容を分かりやすく指導できる講師を確保すること。
- (ウ) 会場設営及び機材等の調達
 開催場所は原則として福山市ユースセンター（福山市元町1番1号 天満屋福山店7階）とする。詳細な開催日時については、市と調整を行うこと。また、イベントの運営に必要な機材についても、実施内容に応じて市と調整のうえ、業務に支障のないよう準備・設営を行うこと。
- (3) 成果の検証業務
 AI ビジネスキャンプ及び次世代 AI アカデミーの実施後に、その成果や課題を検証し、報告書としてまとめること。成果については「5 業務の目的」を踏まえて、検証の指標を設けること。次年度以降に向けた改善案についても報告書に記載すること。

- (1) 受注者は、デジタル人材等と企業等が交流するワークショップ等の企画・運営等に從事した経験を有しており、かつ、本委託業務遂行に必要なとなる十分な知識を有している者をプロジェクト管理人として配置すること。
- (2) 各担当者の配置については、契約締結後に詳細を定め、実施体制図及び委託業務実施計画書を作成・提出し、発注者の承認を受けること。

9 納入物件等

次の資料を電子データで納品すること。ただし、本市が別途指示した場合は、必要に応じて印刷物を納品するものとする。

- ・実施体制図
- ・委託業務実施計画書
- ・各業務において制作した制作物
- ・業務完了報告書
- ・その他、本市との協議により必要と合意したもの

10 本業務における留意事項

(1) 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、本市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(2) 再委託

本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。このほか、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他

- ・業務は、今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、業務の内容を変更・縮小する場合がある。この場合において、その変更・縮小の内容に応じて、委託契約金額を減額するものとする。
- ・委託契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、広告宣伝費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切の概算を考慮した上で決定したものであることから、それらの費用を別途請求することはできないものとする。
- ・業務は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。
- ・業務は、「3 業務場所」において行うことを原則とするが、必要に応じて庁外で開催する会議等への出席や、テレビ電話等を利用したオンラインでの協議も行うことができるものとする。
- ・受注者は、電子メール等で速やかに連絡ができる体制を構築すること。
- ・受注者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- ・受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項のほか、本業務の公募型プロポーザルにおける企画提案書で提案をした事項やオンライン審査の質疑応答時に実施や検討を約した事項については、協議の上、委託料の範囲内で実施するものとする。